

XII 在留资格、在留管理制度

1 在留资格

在日本居留的外国人当中的永住者、特别永住者、定住者、日本人或永住者的配偶等,根据身份和地位决定在留资格的外国人,对居留期间的活动不受特别限制。但是,持有其他在留资格的外国人按入国时所定在留资格的范围,在规定的在留期限内,其居留活动(就劳等)可获得准许。在留资格的变更、在留期限的更新、资格外活动的许可都必须去入国管理局申请办理。

2016年11月28日公布了对《出入国管理及难民认定法》作出部分修订的法律。由此,①在留资格中新增了护理(2017年9月1日执行)、②完善了惩罚条例,设置扩大在留资格取消事由等措施,以应对伪造滞留人员问题(2017年1月1日执行)。

入管法的在留资格列表如下:

XII 在留資格、在留管理制度

1 在留資格

日本に在留する外国人のうち永住者、特別永住者、定住者、日本人または永住者の配偶者等、身分又は地位に基づく在留資格の外国人は、在留活動の制限は特にありません。しかし、その他の在留資格で在留する外国人は、入国の際に与えられた在留資格の範囲内で、定められた在留期間に限って、在留活動（就労など）が認められています。在留資格の変更、在留期間の更新、資格外活動の許可にはすべて入国管理局への申請が必要です。

なお、2016年11月28日に「出入国管理及び難民認定法」の一部を改正する法律が公布されました。これにより、①在留資格に介護を創設し（2017年9月1日施行）、②偽装滞在者の問題に対応するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置が講じられました（2017年1月1日施行）。

入管法上の在留資格は次の表のようになっています。

(1) 允许在所定的范围内就劳的在留资格

在留资格	在日本可以进行的活动	在留期限
①外 交	作为外国政府的外交使节团等成员及其家庭成员的活动	外交活动期间
②公 用	从事外国政府、国际机构公务者以及其家庭成员的活动	5年、3年、1年、3个月、30天或15天
③教 授	在日本的大学进行研究、研究指导或教育活动	5年、3年、1年或3个月
④艺 术	伴有收入的音乐、美术、文学及其他艺术上的活动（不包括演出之项列举的活动）	5年、3年、1年或3个月
⑤宗 教	外国宗教团体派遣来日进行宗教上的活动	5年、3年、1年或3个月
⑥报 道	根据与外国报道机构签订的合同进行采访以及其他报道方面的活动	5年、3年、1年或3个月
⑦高级专门 职	<p>高级专门职1号</p> <p>（1）高度学术研究活动 根据与日本的公私机构签订的合同从事研究、指导研究或教育业务的活动</p> <p>（2）高度专门、技术活动 根据与日本的公司机关签订的合同从事需要拥有自然科学或人文科学领域的知识或技术的业务的活动</p> <p>（3）高度经营、管理活动 在日本以营利为目的，从事法人等的经营或从事该法人等的管理活动</p> <p>※在学历、职业经历及年收入等项目上打的分数合计70分以上的，会被认定为此资格</p> <p>※持有此资格的人可以享受被认可持有复合在留资格等优惠待遇</p>	5年

(1) 定められた範囲での就労が可能な在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動	期 間
①外 交	外国政府の外交使節団等の構成員及びその家族の構成員としての活動	外交活動を行う期間
②公 用	外国政府や国際機関の公務に従事する者とその家族の構成員としての活動	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
③教 授	日本の大学等において研究、研究の指導又は教育をする活動	5年、3年、1年又は3月
④芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月
⑤宗 教	外国の宗教団体から日本に派遣されて行う宗教活動	5年、3年、1年又は3月
⑥報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年又は3月
⑦ 高度専門職	<p>高度専門職 1号</p> <p>(1)高度学術研究活動 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>(2)高度専門・技術活動 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>(3)高度経営・管理活動 本邦の営利を目的とする法人等の経営を行い又は管理に従事する活動</p> <p>※学歴、職歴、年収などの項目で定められたポイントの合計が70点以上であれば認定されます。</p> <p>※複合的な在留資格が認められるなどの優遇措置を受けられます。</p>	5年

在留资格	在日本可以进行的活动	在留期限
	高级专门职2号 进行高级专门职1号所列举的活动，在日本居住3年以上的，而且其居留符合法务省令所定的有利于日本利益基准的	无期限
⑧经营、管理	在日本从事贸易及其他事业的经营或从事此些事业的管理活动	5年、3年、1年、4个月或3个月
⑨法律、会计业务	获有外国法事务律师、外国公认注册会计师及其他法定资格者从事法律、会计业务	5年、3年、1年或3个月
⑩医 疗	获有法定资格的医师、牙科医师及其他法定资格者从事医疗方面的业务	5年、3年、1年或3个月
⑪研 究	根据与日本的公私机构签订的合同从事研究业务的活动	5年、3年、1年或3个月
⑫教 育	在日本的小学、中学、高中、专门学校及各种学校或相当于这些学校的教育机构从事语言教育和其他教育的活动	5年、3年、1年或3个月
⑬技 术、人文知识、国际业务	根据与日本的公私机构签订的合同从事理学、工学等自然科学领域或法律学、经济学等人文科学领域的需要技术或专门知识的业务，或者从事需要有建立在外国文化基础上的思考与感受性的业务活动	5年、3年、1年或3个月
⑭企业内调动	因企业内部的调动来日本国内的本店、支店工作，从事相当于“技术”或“人文知识、国际业务”的活动	5年、3年、1年或3个月
⑮护 理	根据与日本的公私机构签订的合同，从事由拥有护理福利士资格的人员进行护理或护理指导的业务活动	5年、3年、1年或3个月

在留資格	本邦において行うことができる活動	期 間
	高度専門職 2 号 高度専門職 1 号に掲げる活動を行い、日本に 3 年以上在留した者であつて、その在留が日本が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するもの。	無期限
⑧ 経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営若しくはこれらの事業の管理に従事する活動	5年、3年、1年、4月又は3月
⑨ 法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他の法律上資格を有する者が行うこととされている法律・会計業務	5年、3年、1年又は3月
⑩ 医 療	医師、歯科医師その他の法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係わる業務	5年、3年、1年又は3月
⑪ 研 究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月
⑫ 教 育	日本の小学校、中学校、高等学校、専修学校又は各種学校若しくはこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年又は3月
⑬ 技 術・人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学等の自然科学の分野もしくは法律学、経済学等の人文科学の分野の技術もしくは知識を要する業務、又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月
⑭ 企業内転勤	企業内の転勤によって日本国内の本店、支店等に勤務して行う「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動	5年、3年、1年又は3月
⑮ 介 護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月

在留资格	在日本可以进行的活动	在留期限
⑯演出	戏剧、曲艺、演奏、体育等有关演出的活动或其他艺术活动	3年、1年、6个月、3个月或15天
⑰技能	根据与日本公私机构的合同，从事产业特殊领域所需熟练技能的业务活动	5年、3年、1年或3个月
⑱技能实习	技能实习1号 根据技能实习法规定，按照获得认证的技能实习计划，接受讲习，从事技能等相关业务的活动	不超过1年的范围内，法务大臣所指定的期限
	技能实习2号 已结束技能实习法规定之第一号技能实习的人员，为熟练该技能等，根据技能实习计划从事需该技能等业务的活动	不超过2年的范围内，法务大臣所指定的期限
	技能实习3号 已结束技能实习法规定之第二号技能实习的人员，为熟练该技能等，根据技能实习计划从事需该技能等业务的活动	
	※各号均分类于以下イ、ロ的其中一方 イ、从事于接纳与国外合资企业等业务有关机构的职员的活动（单独企业型） ロ、中小企业协会等非营利性团体负责及监督之下从事的活动（团体监督型）	

在留資格	本邦において行うことができる活動	期 間
⑯興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係わる活動又はその他の芸能活動	3年、1年、6月、3月又は15日
⑰技 能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月
⑱技能実習	技能実習1号 技能実習法の定めにより認定を受けた技能実習計画に基づき、講習を受け、技能等に係る業務に従事する活動	1年を超えない範囲内で法務大臣が指定する期間
	技能実習2号 技能実習法で定める第一号技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、技能実習計画に基づき、技能等を要する業務に従事する活動	2年を超えない範囲内で法務大臣が指定する期間
	技能実習3号 技能実習法で定める第二号技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、技能実習計画に基づき、技能等を要する業務に従事する活動	
	※各号とも下記イ、ロのどちらかに分類されます。 イ 海外にある合弁企業等事業上の関係を有する機関の職員を受け入れて行うもの（企業単独型） ロ 中小企業団体等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行うもの（団体監理型）	

(2) 不允许就劳的在留资格

在留资格	在日本可以进行的活动	在留期限
①文化活动	不带收入的学术或艺术活动以及对日本特有文化或技艺进行专门的研究或在专家指导下进行上述进修活动	3年、1年、6个月或3个月
②短期滞在	在日本短期逗留，进行观光、体育、探亲、参加会议、业务连络等活动	90天、30天或15天以内天数为单位的期限
③留学	日本的大学、高等专业学校、高中、小学、特别支援学校、专修学校或各种学校及其相当的机构里接受教育的活动	4年3个月、4年、3年3个月、3年、2年3个月、2年、1年3个月、1年、6个月或3个月
④研修	受日本公私机构的邀请进行技能等学习活动	1年、6个月或3个月
⑤家属居留	具有可就劳的在留资格(除外交、公用、技能实习之外)的人员以及从事文化活动、留学人员抚养的配偶者或孩子所进行的日常活动	5年、4年3个月、4年、3年3个月、3年、2年3个月、2年、1年3个月、1年、6个月或3个月

(2) 就労が認められない在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動	期 間
①文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動	3年、1年、6月又は3月
②短期滞在	日本に短期間滞在して行う、観光、スポーツ、親族の訪問、講習会への参加、業務連絡等の活動	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間
③留 学	日本の大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
④研 修	日本の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動	1年、6月又は3月
⑤家族滞在	就労可能な在留資格（外交、公用、技能実習を除く）の者及び文化活動・留学の者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

(3) 根据各种具体许可内容允许就劳的在留资格

在留资格	在日本可以进行的活动	在留期限
特定活动	<p>法务大臣对每个具体的外国人给予的特别指定的活动</p> <p>※根据法务省告示而定有各种各样的活动，以下为其中之例。</p> <p>①外交官等的家务佣人</p> <p>②根据日本与各国及地区之间协定的打工度假制度</p> <p>③外国人家务支援人才</p>	<p>5年、3年、1年、6个月、3个月或者</p> <p>法务大臣对每个人指定的期限（5年以内）</p>
	<p>④根据日本与印尼、菲律宾及越南订立的分别签订EPA（Economic Partnership Agreement：经济伙伴关系协定）的护士及护理福利士的候补人员</p>	<p>3年或1年</p>
	<p>⑤外国人建筑及造船就业者接收事业</p> <p>只限于2020年度前，对建筑业及造船业领域的技能实习终了生，实行允许终了实习后即时就劳或一旦回本国后再入境就劳的紧急、时限措施。</p> <p>※2017年11月1日国土交通省公告作出修订，于2020年度末前就业的人员最长可工作至2022年度末。此外，2017年11月1日以后，原则上在结束技能实习后、且开始特定活动前，第2号技能实习终了生、第3号技能实习终了生分别需要1个月以上及1年以上的回国时间。（存在例外）</p>	<p>1年需更新，最长2年以内（回本国居留1年以上，再入境后最长3年以内）</p>

(3) 個々の許可の内容により就労が認められる在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動	期 間
特定活動	<p>法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動</p> <p>※ 法務省の告示により多様な活動が定められていますが、一例は以下のとおりです。</p> <p>① 外交官等の家事使用人</p> <p>② 日本と各国・地域との協定に基づくワーキングホリデー</p> <p>③ 外国人家事支援人材</p>	<p>5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)</p>
	<p>④ 日本とインドネシア、フィリピン及びベトナムとの各EPA（経済連携協定等）に基づく看護師・介護福祉士候補者</p>	<p>3年又は1年</p>
	<p>⑤ 外国人建設・造船就労者受入事業</p> <p>2020年度までに限り、建設業・造船業分野の技能実習修了者につき、実習終了後引き続き、または一旦本国に帰国した後、に再入国して、就労が認められる緊急・時限措置が講じられています。</p> <p>※平成29年11月1日から国土交通省告示が改正され、2020年度末までに就労を開始した者については、最長で2022年度末まで就労が可能となりました。また、平成29年11月1日以降は、原則として、技能実習修了後、特定活動の開始前に、第2号技能実習修了者は1ヶ月以上、第3号技能実習修了者は1年以上の帰国期間が必要になりました。（例外あり）</p>	<p>1年更新で最大2年以内（再入国者で本国に帰国後の期間が1年以上の者は最大3年以内）</p>

(4) 根据身分和地位而定的在留资格（对就劳没有限制）

在留资格	必要条件	在留期限
①永住者	得到法务大臣批准的永住者	无期限
②日本人配偶等	日本人配偶、作为日本人子女出生者、日本人的特别养子	5年、3年、1年或6个月
③永住者配偶等	永住者或特别永住者的配偶以及作为永住者或特别永住者子女在日本出生者	5年、3年、1年或6个月
④定住者	法务大臣根据特别理由给予许可的（日本血统第三代、难民等）	5年、3年、1年、6个月或者法务大臣对每个人指定的期限（5年以内）

(4) 身分又は地位に基づく在留資格（就労に制限がない）

在留資格	要件	期間
①永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
②日本人の配偶者等	日本人の配偶者、日本人の子として出生した者、日本人の特別養子	5年、3年、1年又は6月
③永住者の配偶者等	永住者若しくは特別永住者の配偶者、又は永住者若しくは特別永住者の子として日本で出生した者	5年、3年、1年又は6月
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し居住を認める者 (日系三世、難民等)	5年、3年、1年、6月、又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

2 在留资格的变更

要变更在留资格时，必须办理在留资格的变更手续。

(1) 转换工作

在留资格的变更，必须得到入国管理局的许可。例如：持“技术、人文知识、国际业务”在留资格的人转换工作，以“教育”在留资格在大学工作。

转换工作如果是在和所持在留资格同种资格的活动范围内，不需要事前向入国管理局申请许可。但是，就此次转换工作有无问题，想得到入国管理局确认时，可附上新单位的有关资料，申请发放“就劳资格证明书”。

因转换工作而所属机构有变更时，自变更之日（退職日、进单位日）起14天之内应向入国管理局申报。如果申报迟延，有可能处以20万日元以下的罚款。

(2) 持不能就劳的在留资格而想就职时

凡毕业于日本的大学后，要在日本用人单位就职的，都必须办理从“留学”的在留资格转为允许就劳的在留资格的变更手续。（入国管理法第20条）

来日探亲访友，以“短期滞在”的在留资格逗留的外国人，原则上不能变更为就劳资格。必须一旦出境，在驻外日本大使馆或领事馆等驻外公馆申请符合入国目的的签证，领到签证后方可进入日本。

另外，持不能就劳的在留资格在日本居留，因和日本人结婚，身份关系改变的，也有可能获得批准，变更为“日本人配偶者等”的在留资格。

2 在留資格の変更

在留資格を変更する場合は、在留資格の変更手続きが必要です。

(1) 転職

在留資格の変更を伴う場合は、入国管理局の許可が必要です。例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持って働いていた人が転職し、大学等で「教育」の在留資格で働くといった場合です。

認められた在留資格と同一の在留資格の活動の範囲で転職する場合は、事前に入国管理局に許可を求める必要はありませんが、この転職に問題があるかどうかについて入国管理局からの確認を得たい場合には、新たな事業所にかかる関係資料を添えて「就労資格証明書」の交付を申請することができます。

転職により所属機関が変わる場合には、その変更が生じた日（退職日、入社日）から14日以内に入国管理局に届け出ることとなっており、届出が遅れると20万円以下の罰金が科される可能性があります。

(2) 就労できない在留資格からの就職

日本の大学を卒業した後、日本の会社に就職する場合は、「留学」の在留資格から、就労が可能な在留資格に変更する手続きが必要です。（入管法第20条）

知人を訪ねて「短期滞在」の在留資格で滞在している外国人が、就労できる在留資格に変更することは原則としてできません。一度出国し、外国にある日本の大使館や領事館等の在外公館に入国目的に対応する査証の発給申請を行い、その発給を受けた上で日本に入国しなければなりません。

なお、就労できない在留資格で滞在していて、日本人と結婚をしたため「日本人の配偶者等」に変更されるような身分関係の変更に基づく在留資格の変更は許可される場合があります。

3 资格外活动许可(要打工时)

持有“留学”以及“家属居留”在留资格的外国人,要打工时,必须事先在入国管理局取得资格外活动许可。

得到资格外活动许可后,持有“留学”资格的外国人,1周最多可以打工28小时。

另外,在在籍学校放暑假等长假期间,1天最多可以打工8小时。上述打工可以得到综合性许可,但具体许可范围可以根据“资格外活动许可书”或“在留卡(背面)”予以确认。

持有“家属居留”资格的外国人得到资格外活动许可后,1周最多可以打工28小时。

但是,即使得到资格外活动许可,也不能从事风俗业等工作。

3 資格外活動の許可（アルバイトで働くとき）

「留学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人がアルバイト等の就労活動を行う場合には、あらかじめ入国管理局で資格外活動の許可を受ける必要があります。

資格外活動の許可を得ることにより、「留学」の資格をもって在留する外国人は、1週28時間まで就労することが可能となります。

また、在籍する教育機関が夏休み等の長期休業期間中については、1日8時間までの就労が可能となります。

これらの就労は包括的に許可されますが、許可の範囲については「資格外活動許可書」や「在留カード」（裏面）により確認することができます。

「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人は、資格外活動の許可を得ることにより、1週28時間まで就労することが可能となります。

なお、資格外活動の許可を得た場合でも、風俗営業等には従事できません。

〈参考〉关于持不能就劳的在留资格的外国人的“资格外活动许可”

		许可的种类	可以就劳的时间	
			1周 可以就劳的 时间	教育机关长期休业 期间的可以就劳时间
留 学 生	大学等的系学生 及大学院学生	综合性许可	一律28个 小时以内	1天8个 小时以内 ※每周40个 小时以内
	大学等的旁听生及 专门旁听的研究生			
	专业学校等的学生			
家属居留				特定活动 (以继续进行就职活动 或者内定后至就职前的 在留为目的者及其随 同居住的家属)
文化活动		个别许可 (特定的工作 单位和工作 内容)	个别决定 许可内容	

4 在留期限的更新

在留期限是在入国时或在留资格变更时与在留资格同时决定的。外国人（除永住者及特别永住者以外）在日本的在留只限于获得许可的期限内。因此，希望更新在留期限时，必须于在留期限到期之前，去入国管理局申请在留期限的更新。申请更新，可于在留期限到期的大约3个月之前办理。

超过在留期限非法在留者将受到处罚（入国管理法第70条第1项第5号），成为被强制驱出日本的对象。（入国管理法第24条第4号口）

〈参考〉就労できない在留資格の外国人における「資格外活動許可」

		許可の区分	就労可能時間	
			1週間の就労可能時間	教育機関の長期休業中の就労可能時間
留学生	大学等の学部生及び大学院学生	包括許可	一律28時間以内	1日につき8時間以内 ※週40時間以内
	大学等聴講生・専ら聴講による研究生			
	専門学校等の学生			
家族滞在				特定活動 (継続就業活動若しくは内定後就職するまでの在留を目的とする者又は、これらの者に係る家族滞在活動を行う者)
文化活動		個別許可 (勤務先、仕事内容を特定)	許可の内容を個別に決定	

4 在留期間の更新

在留期間は、入国の際や在留資格の変更の際などに在留資格とともに決定されます。永住者や特別永住者以外の外国人は、その許可された在留期間内に限って日本に在留することができます。したがって、在留期間の更新を希望する場合には、現在の在留期間が満了する日までに、入国管理局に更新許可の申請をする必要があります。更新の申請は、在留期間が満了する日の3か月前ごろからできます。

在留期間を超えて不法に残留すれば処罰の対象になり（入管法第70条第1項第5号）、退去強制の対象にもなります。（入管法第24条第4号ロ）

5 违法就劳和强制出境

(1) 违法就劳

违法就劳指以下情况：

- ① 非法入境或超过在留期限违法滞留，无正规在留资格的外国人进行就劳活动
- ② 无许可而进行超过在留资格允许范围的就劳活动

进行违法就劳的劳动者有可能成为处罚的对象或被强制驱出日本。

另外，还规定对故意或因过失雇用违法就劳的外国人的用人单位判为“违法就业助长罪”（判处3年以下徒刑或罚款300万日元以下，或者二者并罚）。（入管法第73条之2）

(2) 强制出境

入国管理法规定对以下外国人可以强制出境：

①非法入境者②非法登陆者③非法滞留者④资格外活动者⑤刑罚法令违反者⑥有伪造、篡改在留卡和特别永住证明书等行为的者。

5 不法就労と退去強制

(1) 不法就労

不法就労とは次のような場合をいいます。

- ① 不法に入国したり、在留期間を超えて不法に残留したりするなどして、正規の在留資格を持たない外国人が行う収入を伴う活動
- ② 許可を受けないで、在留資格で認められた活動以外の収入を伴う活動

不法就労をした労働者は処罰の対象になり、退去強制されることがあります。

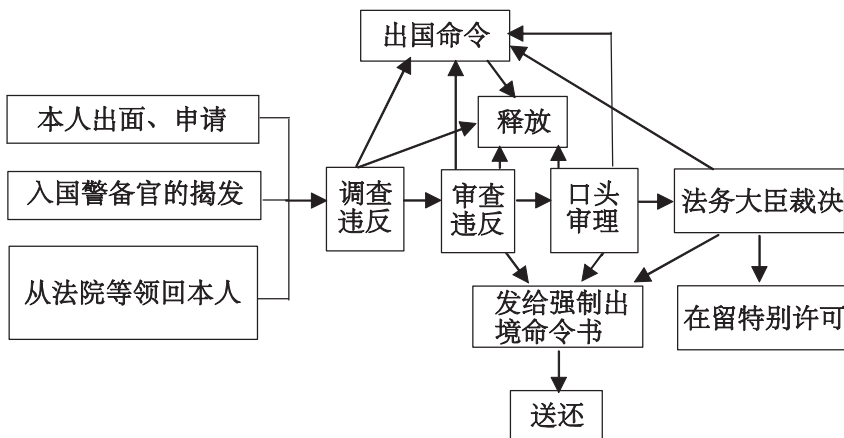
また、不法就労外国人を故意又は過失により雇用した雇用主に対しては「不法就労助長罪」（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科する）が定められています。（入管法第73条の2）

(2) 退去強制

入管法では、次のような外国人を退去強制できると規定しています。

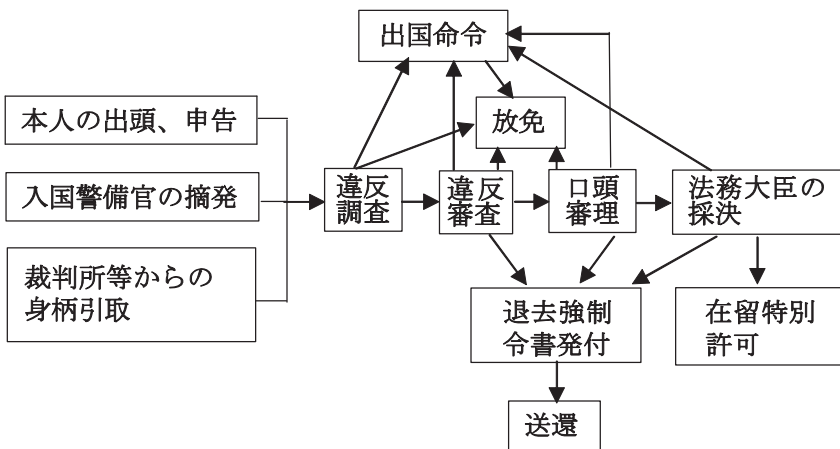
- ①不法入国者、②不法上陸者、③不法残留者、④資格外活動者、⑤刑罰法令違反者、⑥在留カード及び特別永住証明書の偽変造等の行為をした者

强制出境的手续，考虑到外国人的人权，按下面的示意图所示程序进行。



护照丢失或者没有护照的场合，必须和驻日本的本国大使馆取得联系，要求发给护照或代替护照的证件。

退去強制手続きは、外国人の人権に配慮し、次のように進められます。



パスポートを紛失したりして所持していない場合は、日本にある母国の大使館に連絡をとって、パスポートかパスポートに代わるものを発行してもらう必要があります。

6 在留卡和居民登录

除特别永住者、持有“短期滞在”、“外交”或“公用”在留资格的人员以外，在留期限超过3个月的外国人则视为“中长期在留者”并发放“在留卡”，16岁以上的中长期在留者有随身携带在留卡的义务。

另一方面，对特别永住者，由市区町村役所发给特别永住者证明书（卡），没有随身携带此卡的义务。

新入境的中长期在留者，在入境时即可领到在留卡。之后，自住处确定之日起14天以内，必须前往住处所在的市区町村役所提交在留卡，办理登记手续。

另外，即使是之前入境，现一直居住在日本的中长期在留者，居住地点变更时，也须在迁移到新居住地之日起14天以内，向新居住地的市区町村役所提交在留卡和办理登记手续。

居住地以外的在留卡中所记载的事项发生变更时，也须在14天之内向地方入管局办理手续。

如贪图省事没有及时办理的话，有可能会被处以20万日元以下的罚款。

在留卡因丢失或者污损等，要申请补发时，须在14天之内予以申请。如贪图省事没有及时办理上述申请的话，有可能会被处以1年以下的徒刑或20万日元以下的罚款。

详细情况请向入国管理局咨询。

此外，除上述入管法上的规定之外，中长期在留者、特别永住者均可作为“外国居民”登记于居民基本台账，作为地区居民所应受到的服务都可享受。日本人和外国人混合的家庭，所有成员都可登载在同一居民票的栏目中，并且外国人也可做为户主。

6 在留カードと住民登録

特別永住者や「短期滞在」、「外交」または「公用」の在留資格が決定された人以外で、3ヶ月を超える在留期間を有する外国人は「中長期在留者」として「在留カード」が交付され、16歳以上の中長期在留者には、在留カードの常時携帯が義務付けられています。

他方、特別永住者には、特別永住者証明書（カード）が市区町村を通して発行されますが、常時携帯の義務はなくなりました。

新たに入国した中長期在留者は入国時に在留カードを交付され、その後、住居地を定めた日から14日以内に在留カードを提出して居住している市区町村の窓口に住居地を届け出なければなりません。

また、在留を続けてきた中長期在留者も、住居地を変更した場合、新住居地に移転した日から14日以内に在留カードを提出して新住居地の市区町村の窓口届け出なければなりません。

住居地以外の在留カード記載事項に変更があった場合も、14日以内に地方入管局に届け出なければなりません。

これらの届出を怠ると、20万円以下の罰金が科される可能性があります。

在留カードを紛失等した場合、または汚損等して再交付申請を命じられた場合は、14日以内に再交付の申請をしなければなりません。これらの届出を怠ると、1年以下の懲役または20万円以下の罰金が科される可能性があります。

詳しくは、入国管理局等にお問い合わせください。

なお、上記の入管法上の取扱い以外に、中長期在留者も特別永住者も「外国人住民」として、住民基本台帳に登録され、地域住民としてのサービスを受けることができます。また、日本人と外国人との混合世帯でも、住民票に一覧で掲載されることとなり、外国人も世帯主になれます。

还有，中长期在留者住址有变迁的场合，与外国人登录不同，需和日本人一样，不但要办理迁入手续也要办理迁出手续。

自从2016年1月起，开始实施社会保障与纳税人识别号（个人编号）制度。个人编号是发给所有持有居民票的人的号码，无论是日本人还是外国人。原则上，一个人的个人编号终身不会改变。目前，个人编号卡用在社会保障、税以及灾害对策领域里。有时，你所在的工作单位、或你所利用的证券公司及保险公司等会要求你出示个人编号。

个人编号已于2015年10月后，陆续以“通知卡”的形式告知个人，也有的人已经把“通知卡”换成为“个人编号卡”。“通知卡”和“个人编号卡”都不能轻易出示给他人看，也不能让人复印。另外，要尽量避免把这些卡随身携带当作身份证轻易出示给他人看的做法。万一个人编号遭到泄露，有可能被非法利用的话，可以提出申请变更该号码。

现在持有“居民基本卡”的人，在其有效期内，可以把它用来当作身份证件。但是，一旦领到“个人编号卡”，就应该把“居基卡”退还。“个人编号卡”上与“居基卡”一样，也可以写上通称名。

“个人编号卡”的有效期限，永住者和特别永住者与日本人一样，基本上为10年（未满20周岁为5年）。永住者以外的中长期在留者，在留期限到期为止。

另外，中长期在留者即使持有“个人编号卡”，也仍负有随身携带在留卡的义务。

そして、住所を移した場合は、外国人登録と異なり、日本人と同様に、転入届だけでなく転出届もしなければなりません。

2016年1月から個人番号（マイナンバー）制度がスタートしました。これは、日本人・外国人を問わず、住民票を有するすべての人に付けられる番号で、原則として生涯変わることはありません。当面、社会保障、税、災害対策の分野で活用されますが、勤務先や証券会社、保険会社などからマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーは、2015年10月以降に「通知カード」で知らされたり、また「個人番号カード」に切り替えた人もいます。いずれのカードも、安易に他人に見せたり、コピーさせてはなりません。また、こうしたカードを持ち歩いて身分証明書として他人に見せるような使い方は、避けた方がよいでしょう。もし個人番号を他人に知られ悪用される恐れがある場合などには、番号を変えてもらうこともできます。

いま「住基カード」を持っている人は、その有効期限まで身分証明書などとして使うことができますが、「個人番号カード」の交付を受けたときは、「住基カード」を返納することになります。「個人番号カード」には、「住基カード」と同様、通称名の記載もされます。

「個人番号カード」の有効期間は、永住者と特別永住者は日本人と同様、基本的に10年（20歳未満は5年）ですが、永住者以外の中長期在留者は在留期間の満了日までです。

なお、中長期在留者の人は、「個人番号カード」を持っていても、在留カードの常時携帯義務はなくなりません。

7 再入境许可及暂定许可再入境

在留日本的外国人，一旦出境后将丧失在留资格及在留期限。要再次入境日本时，必须办理再入境及登陆手续。

再入境许可及暂定许可再入境制度能够解决上述不便之处。

再入境许可系指在留外国人临时出境后，需要重新入境日本时，由法务大臣提前给予许可，以简化入境及登陆手续。获得该许可后的外国人，申请再入境登陆时无需办理签证，可延续以前的在留资格及在留期限。再入境许可分为单次有效、及有效期限内可反复使用的多次有效两种。有效期限在现有在留期限范围内，最长为5年（特别永住者为6年）。

此外，中长期在留者在出境日起1年以内（特别在留者为2年）再入境时，原则上无需获得再入境许可。持有效护照及在留卡（特别永住者为特别永住者证明书），在出境时告知入境审查官需再次入境，即视为已获得一般再入境许可。

7 再入国許可・みなし再入国許可

日本に在留する外国人が、いったん海外に出ると、在留資格、在留期間は消滅します。再度日本に入国するためには、再び入国・上陸の手続をしなければなりません。

再入国許可・みなし再入国許可は、この不便さを解消するための制度です。

再入国許可とは、在留する外国人が、一時的に出国し、再度入国しようとする場合に、入国・上陸手続を簡略化するために法務大臣が出国に先立って与える許可です。これを受けた外国人は、再入国の上陸申請の際に査証が免除され、従前の在留資格、在留期間が継続しているものとみなされます。再入国許可は、1回限り有効のものと、有効期間内であれば何回も使用できる数次有効のものがあります。有効期間は、現に有する在留期間の範囲内で、5年間（特別永住者は6年間）を最長として決定されます。

また、中長期在留者が、出国の日から1年以内（特別在留者は2年間）に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。有効な旅券及び在留カード（特別永住者の場合は特別永住者証明書）を所持し、出国時に入国審査官に対して再び入国する意図があることを告げることで、通常のリ入国許可を受けたものとみなされます。